

令和2年9月2日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第74号	専決処分について（財産の取得（物品購入）について）	1
議案第75号	専決処分について（財産の取得（物品購入）について）	4
議案第76号	専決処分について（財産の取得（物品購入）について）	7
議案第77号	令和元年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について	10
議案第78号	令和元年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	11
議案第79号	令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	12
議案第80号	令和元年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	13
議案第81号	令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	14
議案第82号	令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	15
議案第83号	令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について	16
議案第84号	令和元年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17
議案第85号	令和元年度秩父市立病院事業会計決算の認定について	18
議案第86号	令和元年度秩父市下水道事業会計決算の認定について	19
議案第87号	秩父市税条例の一部を改正する条例	20
議案第88号	秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例	26
議案第89号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	27
議案第90号	秩父市みどりの村関連施設条例の一部を改正する条例	28
議案第91号	令和2年度秩父市一般会計補正予算（第4回）	29

議案第92号	令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	36
議案第93号	令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）……………	44
議案第94号	令和2年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）……………	47
議案第95号	令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）……………	50
議案第96号	令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）…	53
議案第97号	令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）……………	56
議案第98号	令和2年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）……………	59
議案第99号	令和2年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	62

議案第74号

専決処分について

財産の取得（物品購入）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年9月2日提出

秩父市長 久喜 邦 康

専決処分書

財産の取得（物品購入）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月4日

秩父市長 久喜 邦 康

財産の取得（物品購入）について

次のとおり財産の取得（物品購入）をする。

品名	電子体温計
数量	26,600本
契約金額	金20,482,000円
契約の相手方	埼玉県秩父市東町22番5号 株式会社小石川書店 代表取締役 小石川 康彦

議案第75号

専決処分について

財産の取得（物品購入）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年9月2日提出

秩父市長 久喜 邦 康

専決処分書

財産の取得（物品購入）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月4日

秩父市長 久喜 邦 康

財産の取得（物品購入）について

次のとおり財産の取得（物品購入）をする。

品名	不織布マスク
数量	26,600箱（1箱50枚入り）
契約金額	金11,645,480円
契約の相手方	埼玉県秩父市大野原130番地 株式会社ナカヤマ 秩父営業所 代表取締役 中山 貴夫

議案第76号

専決処分について

財産の取得（物品購入）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年9月2日提出

秩父市長 久喜 邦 康

専決処分書

財産の取得（物品購入）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年8月4日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

財産の取得（物品購入）について

次のとおり財産の取得（物品購入）をする。

品名	アルコール手指消毒液
数量	26,600本
契約金額	金13,839,980円
契約の相手方	埼玉県秩父市上町一丁目5番9号 株式会社矢尾百貨店 代表取締役 矢尾 琢也

議案第77号

令和元年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第78号

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第79号

令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第80号

令和元年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 8 1 号

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 8 2 号

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 83 号

令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 8 4 号

令和元年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 85 号

令和元年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和元年度秩父市立病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて
議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第86号

令和元年度秩父市下水道事業会計決算の認定について

令和元年度秩父市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて
議会の認定に付する。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 87 号

秩父市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 秩父市税条例（平成 17 年秩父市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 94 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第 94 条第 4 項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第 2 項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 21 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則第 17 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 秩父市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第

9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」

に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、
「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更生若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秩父市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第10条、第10条の2第21項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日

(2) 第2条中秩父市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項並びに附則第17条第1項及び第17条の2第3項の規定

は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の秩父市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条本文に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る税額控除の特例を適用するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 88 号

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成 17 年秩父市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、文言の整理を行いたいため。

議案第 89 号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「別表第 88 号」を「別表第 87 号」に改める。

別表第 83 号中「。以下「番号法」という。」を削り、同表中第 84 号を削り、第 85 号を第 84 号とし、第 86 号から第 93 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、個人番号通知カードの再交付手数料規定を削除したいため。

議案第90号

秩父市みどりの村関連施設条例の一部を改正する条例

秩父市みどりの村関連施設条例（平成17年秩父市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号及び第8号を削る。

別表ステージの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

台風19号により被災した多目的広場及びステージの解体に伴い、条文等を削除したいため。

議案第91号

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

令和2年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,879,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,352,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		254,208	30,611	284,819
	3 森林環境譲与税	27,208	30,611	57,819
11 地方特例交付金		52,000	21,514	73,514
	1 地方特例交付金	52,000	21,514	73,514
12 地方交付税		6,260,000	558,505	6,818,505
	1 地方交付税	6,260,000	558,505	6,818,505
14 分担金及び負担金		145,520	12,253	133,267
	1 負担金	145,520	12,253	133,267
15 使用料及び手数料		519,403	94,350	425,053
	1 使用料	368,299	94,350	273,949
16 国庫支出金		10,701,923	299,378	11,001,301
	1 国庫負担金	3,056,079	97	3,056,176
	2 国庫補助金	7,636,010	299,281	7,935,291
17 県支出金		1,898,556	26,768	1,925,324
	1 県負担金	1,109,264	49	1,109,313
	2 県補助金	538,709	26,719	565,428
19 寄附金		106,302	200,000	306,302
	1 寄附金	106,302	200,000	306,302
20 繰入金		1,862,148	266,101	2,128,249
	1 繰入金	1,862,148	266,101	2,128,249
21 繰越金		950,711	634,779	1,585,490
	1 繰越金	950,711	634,779	1,585,490
22 諸収入		492,739	78,387	571,126
	3 貸付金元利収入	207,146	22,000	229,146
	4 受託事業収入	83,663	60,000	143,663
	5 雑入	193,530	3,613	189,917
23 市債		2,908,500	129,589	2,778,911
	1 市債	2,908,500	129,589	2,778,911
歳入	合計	36,472,435	1,879,851	38,352,286

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,587,725	195,873	9,783,598
	1 総務管理費	8,960,226	185,070	9,145,296
	3 戸籍住民基本台帳費	188,353	10,803	199,156
3 民生費		11,249,004	92,578	11,341,582
	1 社会福祉費	5,142,595	103,833	5,246,428
	2 児童福祉費	4,935,522	11,915	4,923,607
	3 生活保護費	1,151,814	660	1,152,474
4 衛生費		3,177,950	13,836	3,164,114
	1 保健衛生費	1,092,452	32,000	1,060,452
	2 病院事業費	371,916	7,112	379,028
	3 清掃費	590,888	2,000	592,888
	4 上水道費	1,067,456	9,052	1,076,508
5 労働費		96,609	52,000	148,609
	1 労働諸費	96,609	52,000	148,609
6 農林水産業費		600,068	17,970	618,038
	1 農業費	327,887	10,578	338,465
	2 林業費	272,181	7,392	279,573
7 商工費		1,679,387	189,978	1,869,365
	1 商工費	1,679,387	189,978	1,869,365
8 土木費		2,970,211	141,143	2,829,068
	2 道路橋りょう費	1,450,548	28,000	1,422,548
	4 都市計画費	1,098,415	114,463	983,952
	5 住宅費	138,562	1,320	139,882
9 消防費		1,232,266	6,902	1,239,168
	1 消防費	1,232,266	6,902	1,239,168
10 教育費		2,374,651	47,180	2,421,831
	1 教育総務費	512,065	795	511,270
	2 小学校費	502,033	37,609	539,642
	3 中学校費	275,784	22,177	297,961
	4 幼稚園費	59,153	1,329	57,824
	5 社会教育費	481,382	923	480,459
	6 保健体育費	544,234	9,559	534,675
11 災害復旧費		4	6,479	6,483
	2 土木施設災害復旧費	3	6,479	6,482
12 公債費		2,998,837	434,942	3,433,779

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	2,998,837	434,942	3,433,779
13 諸支出金		178,390	951,360	1,129,750
	1 基金費	178,390	951,360	1,129,750
14 予備費		105,717	39,568	145,285
	1 予備費	105,717	39,568	145,285
歳出	合計	36,472,435	1,879,851	38,352,286

余 白

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
3 森林管理道整備事業費	62,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)
5 地方道路整備事業費	802,800		
11 臨時財政対策債	800,000		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	33,600	補正前に同じ。		
	772,800			
	729,711			

議案第92号

令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和2年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,637,076千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,652千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,340千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		49,374	75,207	124,581
	1 繰越金	49,374	75,207	124,581
歳入	合計	6,561,869	75,207	6,637,076

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		1,587,730	10,502	1,577,228
	1 医療給付費分	1,071,885	16,053	1,055,832
	2 後期高齢者支援金 等分	384,088	12,551	396,639
	3 介護納付金分	131,757	7,000	124,757
7 諸支出金		26,064	11,707	37,771
	2 繰 出 金	18,164	11,707	29,871
8 予 備 費		4,914	74,002	78,916
	1 予 備 費	4,914	74,002	78,916
歳 出 合 計		6,561,869	75,207	6,637,076

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		8,329	482	7,847
	1 県補助金	8,329	482	7,847
4 繰入金		67,548	7,000	60,548
	1 他会計繰入金	67,548	7,000	60,548
5 繰越金		5,000	15,834	20,834
	1 繰越金	5,000	15,834	20,834
7 市 債		4,400	1,700	2,700
	1 市 債	4,400	1,700	2,700
歳 入	合 計	124,688	6,652	131,340

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		79,085	607	79,692
	1 施設管理費	78,974	607	79,581
2 医業費		41,552	1,561	39,991
	1 医業費	41,552	1,561	39,991
4 予備費		3,000	7,606	10,606
	1 予備費	3,000	7,606	10,606
歳 出	合 計	124,688	6,652	131,340

余 白

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 診療施設債	4,400	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	2,700	補正前に同じ。		

議案第93号

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ835,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		100	803	903
	1 繰越金	100	803	903
歳入	合計	834,922	803	835,725

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		103	803	906
	1 予備費	103	803	906
歳出	合計	834,922	803	835,725

議案第94号

令和2年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,694,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,514,513	510	1,515,023
	2 国庫補助金	479,929	510	480,439
3 支払基金交付金		1,657,467	2,367	1,659,834
	1 支払基金交付金	1,657,467	2,367	1,659,834
4 県支出金		910,577	260	910,837
	1 県負担金	864,829	5	864,834
	2 県補助金	45,748	255	46,003
6 繰入金		1,170,886	448	1,171,334
	1 一般会計繰入金	1,020,886	448	1,021,334
7 繰越金		1	260,617	260,618
	1 繰越金	1	260,617	260,618
歳入合計		6,430,496	264,202	6,694,698

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		345,236	2,041	347,277
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	284,308	2,041	286,349
4 基金積立金		75	181,352	181,427
	1 基金積立金	75	181,352	181,427
5 諸支出金		1,503	81,279	82,782
	1 償還金及還付加算金	1,502	26,885	28,387
	2 繰出金	1	54,394	54,395
6 予備費		50,546	470	50,076
	1 予備費	50,546	470	50,076
歳 出	合 計	6,430,496	264,202	6,694,698

議案第95号

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		16,400	11,784	28,184
	1 繰越金	16,400	11,784	28,184
歳入	合計	338,345	11,784	350,129

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		277,368	5,367	282,735
	1 総務費	277,368	5,367	282,735
3 予備費		5,000	6,417	11,417
	1 予備費	5,000	6,417	11,417
歳 出	合 計	338,345	11,784	350,129

議案第96号

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		18,000	4,552	22,552
	1 繰越金	18,000	4,552	22,552
歳入合計		257,909	4,552	262,461

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予 備 費		5,000	4,552	9,552
	1 予 備 費	5,000	4,552	9,552
歳 出	合 計	257,909	4,552	262,461

議案第97号

令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		16,000	1,563	17,563
	1 繰越金	16,000	1,563	17,563
歳入	合計	26,226	1,563	27,789

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		14,354	1,563	15,917
	1 予備費	14,354	1,563	15,917
歳出	合計	26,226	1,563	27,789

議案第98号

令和2年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

令和2年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,137千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月2日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		140,000	17,137	157,137
	1 繰越金	140,000	17,137	157,137
歳入	合計	211,214	17,137	228,351

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		185,690	17,137	202,827
	1 予 備 費	185,690	17,137	202,827
歳 出	合 計	211,214	17,137	228,351

議案第99号

令和2年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和2年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 病院事業収益	3,164,264 千円	13,709 千円	3,177,973 千円
第1項 医業収益	2,962,494 千円	2,500 千円	2,964,994 千円
第2項 医業外収益	201,770 千円	11,209 千円	212,979 千円
支		出	
第1款 病院事業費用	3,344,080 千円	7,718 千円	3,351,798 千円
第1項 医業費用	3,292,890 千円	7,718 千円	3,300,608 千円

第3条 予算第4条収入の部第1款中第3項を第4項とし、第2項の次に第3項として「補助金」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 資本的収入	115,846 千円	6,980 千円	122,826 千円
第3項 補助金	0 千円	6,980 千円	6,980 千円
支		出	
第1款 資本的支出	203,476 千円	6,980 千円	210,456 千円
第1項 建設改良費	51,194 千円	6,980 千円	58,174 千円

第4条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）救急医療等			
負担金・補助金	279,570 千円	7,112 千円	286,682 千円

令和2年9月2日提出

秩父市長 久喜 邦 康